

## 公募要領より抜粋

### 1. 事業名

令和7年度「読書活動推進事業」

### 2. 趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、令和5年3月に閣議決定された第五次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「第五次計画」という。）において、子供たちの不読率の低減、多様な子供たちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子供の視点に立った読書活動の推進に向けて取組を充実させること、子どもの読書活動の推進にあたっては家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要があることなどが記されており、国は、子供の読書活動に対する課題解決に向けた効果的な取組を講じていく必要がある。

また、令和2年度より新学習指導要領が小学校から順次実施され、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに読書活動を充実させることが求められている。更に、令和4年度からの地方交付税措置を活用した学校図書館の計画的な整備を定めた第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しており、本計画を踏まえた図書購入等を促すための国の対応が必要となっている。

上記を踏まえ、全国的な読書活動を総合的に推進するため、高校生等の不読率の低減に向けた、デジタル社会などに対応した読書活動や、学習指導要領を踏まえての学校図書館の機能強化・活性化につながる特色ある先導的な取組を実施するとともに、その成果や課題について検証、分析を行い、効果的な取組のモデル化を試みるものである。

### 3. 内容

教育委員会等は、不読率の低減に向けた読書活動や学習指導要領を踏まえた学校図書館の機能強化や活性化につながる、新たな読書活動のモデルなどを構築するため、次の取組を行う。

#### I 発達段階などに応じた読書活動推進事業

具体的には下記（1）～（4）を実施する。

##### （1）企画運営委員会の設置

本事業の委託を受けようとするときは、企画運営委員会を組織すること。

##### ① 構成

行政、学校、図書館、子供の読書活動に携わる団体等の関係者により構成する。

##### ② 役割

- ・事業の在り方や効果的な実施方法等の検討
- ・事業の成果指標の妥当性等の検討
- ・事業の成果や課題についての検証、分析 等

※なお、政令指定都市、市区町村、政令指定都市教育委員会又は市区町村教育委員会が本事業の委託を受けようとするときは、既存の子供の読書活動に関する委員会等において、上記の企画運営委員会を代替することができる場合に限り、この企画運営委員会を設置しないことができることとする。

##### （2）読書活動のモデルの構築に向けた取組の実施

地域の実情に応じた、以下のいずれかの取組、又は、複数の取組を組み合わせる実施する

こと。

① デジタル社会における読書活動のモデルの構築に向けた取組の実施

オンラインの活用による非来館サービスの実施など、デジタル社会における新たな読書活動の取組を実施すること。

(具体的な活動の例)

- ・zoomなどオンラインを活用した図書館や学校間・地域におけるビブリオバトルや読み聞かせ会
- ・不読者を対象とした電子書籍を活用した読書推進の取組
- ・学校に配備された1人1台端末を活用した取組

② 不読率の低減に向けた取組の実施

不読率の高い高校生等の読書習慣の形成に向けて、学校等において様々な読書活動を実施する。

※実施主体の域内の複数の学校等において、多様な事業を実施することとし、読書活動の取組の効果を比較検証できる内容とすること。

※特に読書習慣のない生徒等を対象とした読書へのきっかけ作りや関心を高めるための学校又は地域における読書活動の取組や幅広い関係者の連携により地域の物的・人的資源を活用した読書振興の取組を充実させること。

(具体的な活動の例)

- ・学校における読書推進の取組(全校一斉読書、授業等での学校図書館の利活用 等)
- ・友人同士での本の薦め合いの取組(ビブリオバトル、ブックトーク 等)
- ・学校種間の移行段階に着目した取組
- ・地域の図書館・ボランティア・書店等と連携した取組
- ・コミュニティ・スクールと連携した取組
- ・体験活動と連動した取組

③ 多様な子供達の読書機会の確保に向けた取組の実施

障害のある子供、日本語指導を必要とする子供、貧困問題等様々な困難を抱える子供の読書活動を支援する取組を実施する。

(具体的な活動の例)

- ・手話、多言語等に対応した読書活動の取組
- ・図書館における障害のある子供・日本語指導を必要とする子供等への読書支援
- ・スクールソーシャルワーカーや家庭教育支援チームとの連携による、訪問時における読書習慣の形成支援
- ・「こども食堂」の場などを利用した読み聞かせや朗読会等

④ 子供の視点に立った読書活動の推進

子供が主体となって実施する活動や協働的な活動を支援する取組を実施する。

(具体的な活動の例)

- ・イベント等への企画段階からの子供の参画
- ・子供の要望を取り入れた資料・環境の整備
- ・子ども司書、ボランティアによる活動の支援

(3) 取組の効果に対する検証、分析

(2)により実施した取組の結果について、(1)の企画運営委員会においてその効果の検証、課題の分析を行い、議事録等を作成し文部科学省へ提出すること。前述の作業に当た

っては、各地域において従前より測定している子供の読書活動に関する指標等を用い、取組実施前と実施後の数値の変化などにより事業効果を客観的に測定したり、取組に参加した児童生徒に対するアンケート調査などを行ったり、子供の読書習慣の形成に対し成果のあった要因について分析を行ったりすること。また成果の見られなかった取組についてもその要因や改善策などを検証すること。更に、他の地域における実践の参考となるよう、共通性のある課題に対し、解決策を提言する等、取組のモデル化を可能とするような分析を行うこと。

また、上記（２）により実施する取組の参加者に対して、別途文部科学省が指定するアンケート調査の実施及び集計を行うこと。

#### （４）取組の成果の普及・啓発

上述した議事録等や本事業によって得られた成果物（実施報告書や、本事業により作成した副教材・指導資料等）は、報告書の配布やホームページへの掲載等を通じて、広く普及・啓発を図ること。その際、副教材・指導資料等の成果物は、編集可能なデータ形式でホームページに掲載するなど、他の地域や学校において活用しやすいものとなるよう配慮すること。なお、成果物のホームページへの掲載は、事業完了後、３年間は実施するよう努めること。また、文部科学省から求めがあった場合には、主催するシンポジウム等や事例集作成に協力し、成果の普及・啓発に努めること。

## Ⅱ 学校図書館図書の整備促進事業

学習指導要領を踏まえた学校図書館を活用した授業を進めるため、新しいトピックに関連する書籍（感染症、SDGsなど）、新聞、優良図書及び授業に必要な基本図書の整備状況などを再点検し、計画的な図書の更新を定めた図書整備計画の策定やコミュニティ・スクール及び地域の図書館・ボランティア等との連携した図書館資料を活用したモデル授業の実施など学校図書館図書の整備促進に向けた学校図書館の機能強化のための取組を行う。

なお、「学校図書館ガイドライン」及び「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を参考に、学校図書館を取り巻く現状と課題を整理し、取組のねらい及び効果を明確に目標として設定し、計画・実施すること。

また、事業実施に当たっては、第６次「学校図書館図書整備等５か年計画」の計画内容を踏まえた学校図書館の計画的な整備を進めるものにする。

具体的には下記（１）～（５）を実施する。

#### （１）学校図書館総合推進地域又は推進協力校の指定（委託先が民間団体の場合を除く。）

委託を受けた教育委員会等は、学校図書館の活用に取り組む地域を学校図書館総合推進地域（以下「推進地域」という。）に、又は学校図書館に関し実践的な取組を行う小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を学校図書館推進協力校（以下「推進協力校」という。）に指定する。

推進地域を指定する場合、その範囲は原則として中学校区以上とする。なお、原則として学校種を問わず域内のすべての学校に在籍する児童生徒や学校図書館関係者に対し、取組を実施することが望ましい。推進協力校を指定する場合は、１校もしくは２校程度とする。

#### （２）企画運営委員会の設置

推進地域を指定する場合においては、企画運営委員会を組織すること。推進地域を指定しない場合においても、企画運営委員会を組織することが望ましい。

##### ① 構成

本事業を受託する教育委員会等の担当者、推進地域の本件担当者、及び、行政、学校、図書館、子供の読書活動に携わる団体等の関係者により構成する。

##### ② 役割

- ・事業の在り方や効果的な実施方法等の検討
- ・事業の成果指標の設定
- ・事業の成果や課題についての検証、分析 等

### (3) モデルの構築のための取組の実施

学校図書館図書の整備促進に向けた学校図書館の機能強化のための以下のいずれかの取組、又は、複数の取組を組み合わせる実施すること。

- ① 学校図書館活用計画を策定し、授業において図書、新聞、電子書籍等を活用する取組
- ② 学校図書館図書標準の達成状況や図書の更新状況等、整備状況を点検し、図書の選定基準、廃棄基準等の策定を促す取組
- ③ 学校図書館の整備・活用を進めるための司書教諭、学校司書等への研修の取組
- ④ 学校図書館を支援するための学校図書館支援センターや指導員等を活用する取組
- ⑤ 学校種間の移行段階に着目した取組
- ⑥ コミュニティ・スクール及び地域の図書館・ボランティア・書店等と連携した取組
- ⑦ 体験活動と連動した取組
- ⑧ 学校図書館図書費の予算化に向けた取組 等

#### (推進地域を指定した場合)

委託を受けた教育委員会等は、推進地域全体が学校図書館の整備・活用に総合的に取り組む実践的な取組を行う。

また、(2)の企画運営委員会での議論を踏まえ、内容を精査すること。新規性の高い取組や、参画する人数の多い取組、学校・地域・家庭間の連携が図られる取組、他の参考となる取組が望ましい。

#### (推進協力校を指定した場合)

委託を受けた教育委員会等は(2)の企画運営委員会を設置しない場合、推進協力校の本事業担当者との協議の上、事業の目標・取組内容を精査し、かつ、学校図書館の活用により推進協力校の課題がどの程度改善したかについて、定量的な成果指標を設定すること。なお、複数の指標を設定することが望ましい。

また、委託を受けた教育委員会等は、取組の適切な実施のために必要な指導助言を行うこと。

### (4) 取組の効果に対する検証、分析

(3)により実施した取組の結果について、(2)の企画運営委員会を設置している場合は当該委員会において、設置していない場合は本件担当事務局においてその効果の検証、課題の分析を行い、議事録や報告書等を文部科学省へ提出する。前述の作業に当たっては、各地域において従前より測定している子供の読書活動に関する指標や授業での学校図書館活用実績数等の複数の定量的な成果指標により、取組実施前と実施後の数値の変化などによる事業効果の客観的な測定や、取組に参加した児童生徒や学校図書館関係者に対するアンケート調査などを行い、学校図書館図書の整備促進に対し成果のあった要因について分析を行う。また、成果の見られなかった取組についてもその要因や改善策などを検証する。

更に、他の地域における実践の参考となるよう、共通性のある課題に対し、解決策を提言する等、取組のモデル化を可能とするような分析を行うこと。

また、上記(3)により実施する取組の参加者に対して、別途文部科学省が指定するアンケート調査の実施及び集計を行うこと。

### (5) 取組の成果の普及、啓発

本事業によって得られた成果物(本事業により作成した副教材・指導資料等)は、報告書の配布やホームページへの掲載等を通じて、広く普及・啓発を図ること。その際、副教材・指導資料等の成果物は、編集可能なデータ形式でホームページに掲載するなど、他の地域や学校において活用しやすいものとなるよう配慮すること。なお、成果物のホームページへの掲載は、事業完了後、3年間は実施するよう努めること。

また、文部科学省から求めがあった場合には、主催するシンポジウム等や事例集作成に協力し、成果の普及・啓発に努めること。

#### 4. 委託先

##### I 発達段階などに応じた読書活動推進事業

都道府県、政令指定都市、市区町村、都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会、市区町村教育委員会、国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び取組を企画、実施できる団体。

※市区町村若しくは市区町村教育委員会が受託しようとする際には、当該市区町村若しくは当該市区町村教育委員会が域内の都道府県若しくは都道府県教育委員会と子供読書活動推進担当課を通して申請内容について調整を行っていることを条件とする。

※任意団体の場合は、次の①から④までの要件を全て満たすこととする。

- ① 定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ④ 団体等の本拠としての事務所を有すること

##### II 学校図書館図書の整備促進事業

都道府県、政令指定都市、市区町村、都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会、市区町村教育委員会、国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び取組を企画、実施できる団体。

※市区町村若しくは市区町村教育委員会が受託しようとする際には、当該市区町村若しくは当該市区町村教育委員会が域内の都道府県若しくは都道府県教育委員会と子供読書活動推進担当課を通して申請内容について調整を行っていることを条件とする。

※任意団体の場合は、次の①から④までの要件を全て満たすこととする。

- ① 定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ④ 団体等の本拠としての事務所を有すること